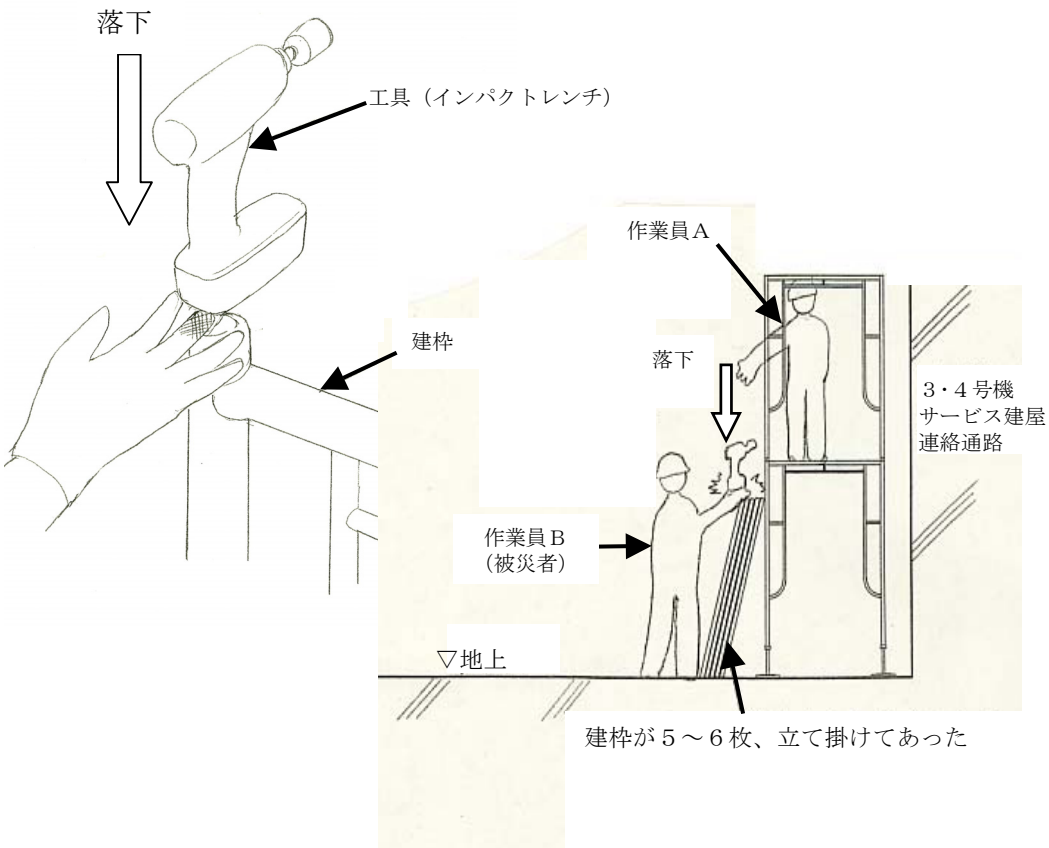


区分：Ⅲ

号機	3・4号機	
件名	サービス建屋付近（屋外）におけるけが人の発生について	
不適合の概要	<p>平成 20 年 5 月 30 日午後 2 時 20 分頃、3・4号機共通のサービス建屋付近において、新潟県中越沖地震の影響で発生した建屋の破損部分を点検するための足場組立作業を行っていたところ、協力企業の作業員 B が作業員 A に工具（インパクトレンチ）を手渡そうとした際に、作業員 A が工具をつかみ損ねて、工具を落下させてしまいました。落下した工具が作業員 B の左手中指にあたり負傷したため、業務車で病院に搬送しました。</p> 	
安全上の重要度／損傷の程度	<p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / その他設備</p>	<p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>診察の結果、左手中指骨折と診断。</p> <p>本事象は【中越沖地震】に関連する事象ではありません。</p>	